

取手市告示第282号

公 示 送 達 書

別紙の送達すべき書類が、本人の住居（所在地）不明のため送達不能であったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき公示送達する。

なお、同条第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

この公示送達に係る書類については、取手市役所財政部納税課に保管しているので、送達を受けるべき者の申し出があり次第、直ちに交付する。

令和8年10月26日

取手市長 中村 修



(別紙)

公示送達者名簿

No	送達を受けるべき者の氏名・名称	送達すべき書類の名称	備考
1	塚田 和明	令和8年度固定資産税第2期督促状	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			